

○大府市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例（令和5年大府市条例第1号）の趣旨に基づき、性的少数者を含めた全ての市民が、互いの人権を尊重し、異なる価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けた取組の一助として、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性自認（自己の性別についての認識をいう。）が出生時の性と異なる者又は性的指向（恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で継続的に責任をもって協力すると約した2人の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、一方又は双方の実子又は養子、親等の近親者その他市長が適当と認める者を含め、家族であると約した関係をいう。
- (4) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを、市長に対して誓うことをいう。

（宣誓の要件）

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) パートナーシップにある双方が、民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年（以下「成年」という。）に達していること。
- (2) パートナーシップにある双方が市内に住民登録があること又は一方が市内に住民登録があり、他方が3月以内に市内に住民登録を予定していること。
- (3) パートナーシップにある双方に配偶者がいないこと。
- (4) パートナーシップにある双方が、他の者とのパートナーシップにないこと。
- (5) 民法第734条又は第735条の規定により婚姻をすることができない者でないこと。ただし、養子縁組をしたことにより当該規定に該当することとなった者を除く。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、自ら記入したパートナーシップ・ファミリーシップ宣

誓書（第１号様式。以下「宣誓書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、宣誓をしようとする者が自ら記入できない事情があるときは、他の者に代筆させることができる。

２ 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 宣誓をしようとする者の双方の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも宣誓日前３月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 宣誓をしようとする者の双方が現に婚姻をしていないことを証明する書類（戸籍謄本又は戸籍抄本、独身証明書、婚姻要件具備証明書に日本語訳を付したものをいう。いずれも宣誓日前３月以内に発行されたものに限る。）
- (3) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合は、宣誓をしようとする者とファミリーシップの対象とする者（以下「ファミリーシップ対象者」という。）との関係を確認することができる書類
- (4) ファミリーシップ対象者が宣誓日において１５歳以上である場合は、ファミリーシップ対象者の氏名等の記載に関する同意書（第２号様式）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

３ 住所要件を確認するための住民登録情報について、市が職権で取得することを本人が宣誓書において同意した場合には、前項第１号に掲げる書類の提出を省略することができる。

４ 市外に在住する者であつて市内に住民登録を予定している者は、転出証明書をもって第２項第１号に掲げる書類に代えるものとする。この場合において、当該者は転入後速やかに同号に掲げる書類を提出しなければならない。

（本人確認）

第５条 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前３号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可書又は登録証明書であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

（通称名の使用）

第６条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において氏名と併せて通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

- 2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、社会生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、第4条第1項の規定による宣誓をするときに提示しなければならない。

(証明書等の交付)

第7条 市長は、宣誓書の提出があったときは、宣誓の要件を審査し、大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書(第3号様式。以下「受領証明書」という。)及び大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード(第4号様式。以下「受領証明カード」という。)を、当該宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)に交付するものとする。この場合において、宣誓に通称名を使用したときは、通称名と共に戸籍に記載されている氏名を受領証明書及び受領証明カード(以下「証明書等」という。)に記載するものとする。

- 2 受領証明書はパートナーシップ又はファミリーシップ1組につき1枚交付するものとし、受領証明カードは宣誓者それぞれに1枚交付するものとする。

(証明書等の再交付)

第8条 証明書等の交付を受けた宣誓者は、当該証明書等の紛失、毀損等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請があったときは、市長は、当該申請の内容を審査し、証明書等を再交付するものとする。

- 3 前項の規定による再交付を受けた宣誓者は、紛失した証明書等を発見したときは、速やかに当該証明書等を市長に返還しなければならない。

(宣誓書記載事項変更の届出)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届(第6号様式。以下「内容変更届」という。)を、交付済みの証明書等と共に市長に提出しなければならない。

- (1) ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき。
- (2) 宣誓者のいずれかに氏名又は通称名の変更があったとき。
- (3) 宣誓者のいずれかに住所の変更(市外転出は除く。)があったとき。
- (4) 子を養育する等新たにファミリーシップ対象者を追加するとき。

- 2 内容変更届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前項第2号に該当するときは、氏名の変更があった宣誓者の戸籍抄本又は社会生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類
- (2) 前項第3号に該当するときは、市内転居等をした宣誓者の住民票の写し

(3) 前項第4号に該当するときは、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類

3 市長は、内容変更届の提出があったとき（第1項第3号に該当する場合を除く。）は、変更後の証明書等を当該宣誓者に交付するものとする。

（証明書等の返還）

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届（第7号様式。以下「返還届」という。）に証明書等を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者の双方の意思によりパートナーシップを解消したとき。

(2) 宣誓者のいずれかが死亡したとき。

(3) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき（次条に定める連携自治体においてパートナーシップ又はファミリーシップの継続の手続をする場合を除く。）。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、証明書等の返還を命ずることができる。

(1) 宣誓書を提出した時点において、第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

(2) 宣誓書及びその添付書類の内容に虚偽があったとき。

(3) 第4条第4項後段の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

(4) 宣誓者の一方から返還届の提出があり、パートナーシップを継続することができない特別な事情があると市長が認めるとき。

（協定等による手続）

第11条 市長は、市とパートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体（以下「締結自治体」という。）又はパートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（以下「規約」という。）第4条に定める構成自治体（以下「連携自治体」という。）から市内に転入した者が、締結自治体又は連携自治体からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等（以下「締結自治体受領証等」という。）の交付を受けている場合において、市内転入後も当該パートナーシップ・ファミリーシップを継続しようとするときは、証明書等を交付することができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「転入宣誓者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（第8号様式。以下「申告書」

という。)

(2) 締結自治体受領証等

(3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（申告書を提出する日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

3 住所要件を確認するための住民登録情報について、市が職権で取得することを本人が申告書において同意した場合には、前項第3号に掲げる書類の提出を省略することができる。

4 市長は、申告書の提出があった場合は、転入宣誓者の転出元である締結自治体又は連携自治体に通知するものとする。この場合における締結自治体への通知には、第2項第2号の書類を添えるものとする。

5 市から締結自治体又は連携自治体に転出した宣誓者（以下「転出宣誓者」という。）が協定又は規約に基づき手続を行い、転入先である締結自治体又は連携自治体から前項の規定に類する通知があった場合は、第10条の届出を省略することができる。

6 前各項に規定する手続については、転入宣誓者及び転出宣誓者の同意を得ている場合に限り実施するものとする。

7 第5条の規定は、転入宣誓者について準用する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。